

市民後見推進事業の概要

市区町名	川崎市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人川崎市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：養成研修及び実務実習の実施</p>
事業内容	<p>①「第二期川崎市市民後見人養成研修」</p> <p>(研修対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市民であること ・ 養成研修説明会に参加していること ・ 平成 26 年 9 月 1 日時点で、満 25 歳以上 70 歳未満であること ・ 養成研修の全日程に参加が可能であること ・ 川崎市の市民後見人養成に理解があり、研修修了後に市民後見人として活動する意思があること ・ 弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士、税理士等の資格で業を営んでいないこと ・ 民法第 847 条の後見人の欠格事由に該当しないこと <p>(研修カリキュラム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎編 (約 40.5 時間)、実務編 (18 時間) ・ 養成研修修了者のうち選抜された者が、次年度の実務実習 (1 年間) へ進む。 <p>(講師)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員及び社会福祉協議会職員 ・ 専門的部分については弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士、医師、学識経験者等に依頼 <p>②「第一期川崎市市民後見人実務実習」</p> <p>(実習対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一期川崎市市民後見人養成研修修了者の中から選抜された者 <p>(実習カリキュラム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オリエンテーション ・ 訪問実習 (6 回) ・ 全体研修 (2 回) ・ その他

<p>事業スケジュール (予定を含む)</p>	<p>①「第二期川崎市市民後見人養成研修」</p> <p>26年 6月 養成研修カリキュラムを策定 7月 養成研修事前説明会、受講者募集 8月 養成研修受講者決定 9月 養成研修開始</p> <p>27年 3月 実務実習受講者選考 27年 4月 実務実習開始</p> <p>②「第一期川崎市市民後見人実務実習」</p> <p>26年 5月 実務実習開始 27年 3月 最終意思確認 27年 4月 市民後見人候補者として登録(市長申立時に後見人等候補者として推薦していく。)</p>
<p>備 考</p>	

市民後見推進事業の概要

市区町名	川崎市
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人川崎市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人推進機関設置に向けた準備</p>
事業内容	<p><市民後見推進人推進機関設置に向けた検討会の開催> (構成メンバー) 市、市社会福祉協議会 (検討内容) ・ 市民後見人実務実習の修了者に対する、成年後見人等候補者としての名簿への登録、管理 ・ 市民後見人の資質の向上を図るための、研修会や交流会等を通じた継続的なフォローアップ ・ 後見人等の候補者としての市民後見人の推薦 ・ 区役所からの依頼に基づく市民後見人の受任調整 ・ 後見人等として選任された市民後見人が、適正な後見等の活動を行うための、相談、研修、活動内容のチェック、助言等の支援 ・ その他、市民後見人の活動の推進に関する事業</p> <p><成年後見制度連絡会の開催> (構成メンバー) 市、市社会福祉協議会、家庭裁判所、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士 (検討内容) ・ 市民後見人養成研修及び実務実習の実施方法について ・ 市民後見人推進機関の設置について</p> <p><家庭裁判所との協議> 平成 27 年 4 月以降の市民後見人選任に向けて、家庭裁判所と協議を実施する。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>26 年 4 月 市民後見推進人推進機関設置に向けた検討会 (以降、随時実施)</p> <p>26 年 5 月 家庭裁判所との協議 (以降、年度内に 4 ~ 5 回程度実施)</p> <p>26 年 5 月 第 1 回成年後見制度連絡会開催</p> <p>26 年 11 月 第 2 回成年後見制度連絡会開催</p> <p>27 年 2 月 第 3 回成年後見制度連絡会開催</p>
備考	